

## 公式大会規定

第1条 連盟の主催する公式大会は、次の大会とする。なお、実施要綱は、その都度定める。

1. 区民春季体育大会＝1部・2部・3部A・3部B制とする。  
上部大会予選を兼ねる。
2. 区民総合体育大会（佐藤喜一記念大会）＝1部・2部・3部A・3部B制とする。  
上部大会予選を兼ねる。
3. 区民秋季体育大会＝1部・2部・3部A・3部B制とする。  
上部大会予選を兼ねる。
4. 春季・夏季・秋季マスタース大会（壮年）は、45歳以上とする。  
但し、女性については年齢を問わない。
5. その他、連盟が定める大会。

第2条 連盟規約第7条・第8条・第10条・第14条及び登録規定に定める手続きを行い、その年度の会員資格を取得した者でなければ出場できない。

第3条 公式大会出場チーム又は選手が次の各号に該当するときは、規約第34条及び大会委員の合議により、それ相当の処分を行う。

1. 不正登録チームの場合
  - ① 試合中に発見された場合は、相手チームの勝利とする。
  - ② 試合終了後に発見された場合は、相手チームの勝利とする。
  - ③ 決勝戦において試合終了後に優勝チームの不正が発見された場合は、準優勝チームの優勝とする。
  - ④ 個々の選手の不正は、チームの責任とする。
2. 試合に関連して暴力行為をした選手は即刻退場処分とする。当該試合以降最低1年度は出場停止とし、所属チームにも何らかのペナルティーを与える。
3. 各チーム及び選手は、審判員の下した如何なる判定に対して従わない場合。
4. チーム・選手及び観客が大会秩序を乱し軟式野球の展開を阻害するような言動や大会の進行を妨げる行為をした場合。
5. 上記の処置は、すべての大会に適用する。

第4条 第3条のようなトラブルが発生の時、当該チームは規律委員会の参考となる資料を提出する。

第5条 各大会の優勝チームは上部大会に出場する。

第6条 この規定の改正は、理事会の議決を経て行う。

1. 平成25年2月23日 改正
2. 平成30年6月1日 改正